

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月14日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 パトリス・コンシコール
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	若狭 直美
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-03（限定追加型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間（2020年3月2日から2020年3月30日まで） 1,500億円を上限とします。 継続申込期間（2020年3月31日から2020年4月24日まで） 1,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

HSBCグローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-03（限定追加型）

（「ファンド」といいます。また、ファンドを「グローバル・ターゲット2020-03」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：1,500億円を上限とします。

継続申込期間：1,500億円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：発行価格(購入価額)は、1口当たり1円とします。

継続申込期間：発行価格(購入価額)は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*}

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の〈照会先〉にお問い合わせください。その他、原則として計算日(基準価額が算出される日)の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「グ利回20-03」の略称で掲載されます。

(5)【申込手数料】

申込手数料(購入時手数料)は、購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、2.20%(税抜2.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されません。

(6)【申込単位】

申込単位(購入単位)は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(7)【申込期間】

当初申込期間：2020年3月2日から2020年3月30日まで

継続申込期間：2020年3月31日から2020年4月24日まで

2020年4月25日以降、当ファンドのお申込みの受付は行いません。

(8)【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の〈照会先〉にお問い合わせください。

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

当初申込期間

受益権の購入申込者は、当初申込期間中に、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。当初申込期間における発行価額の総額は、設定日(2020年3月31日)、販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。

申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を
経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の国・地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業
にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業
務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」と
いいます。ファンドの設定、解約、償還等はコンピューターシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録に
より行われますので、受益証券は発行されません。

<照会先>

HSBC投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主に世界各国の債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 内外 / 債券」^{*} に属します。

^{*} 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)
	海外	不動産投信 その他資産	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州 アジア	
	内外	資産複合	不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「内外」は、目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「債券」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を厳選とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「債券 一般」は、目論見書または約款において公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「グローバル(日本を含む)」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 為替ヘッジによる属性区分

「ヘッジあり(フルヘッジ)」は、目論見書または約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、1,500億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 世界各国(日本を含む)の企業等が発行する債券に投資を行います。

- ▶ 主としてファンドの信託期間終了前に満期償還や早期償還が見込まれる債券に投資します。
- ▶ 主に米ドル建ての債券に投資し、原則として各債券の満期日まで保有します。
- ▶ 保有債券が信託期間中に満期償還や早期償還により償還される場合には、信託期間終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への投資を行うこともあります。
- ▶ HSBC グローバル・アセット・マネジメント(米国)インクが運用を行います。
運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

2. 外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

3. 約4年の限定追加型の投資信託です。

- ▶ ファンドの信託期間は2020年3月31日から2024年4月30日までです。
- ▶ ファンドは、ご購入のお申し込みを2020年4月24日まで限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。

HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント
HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる65の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約26の国と地域に拠点をもち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

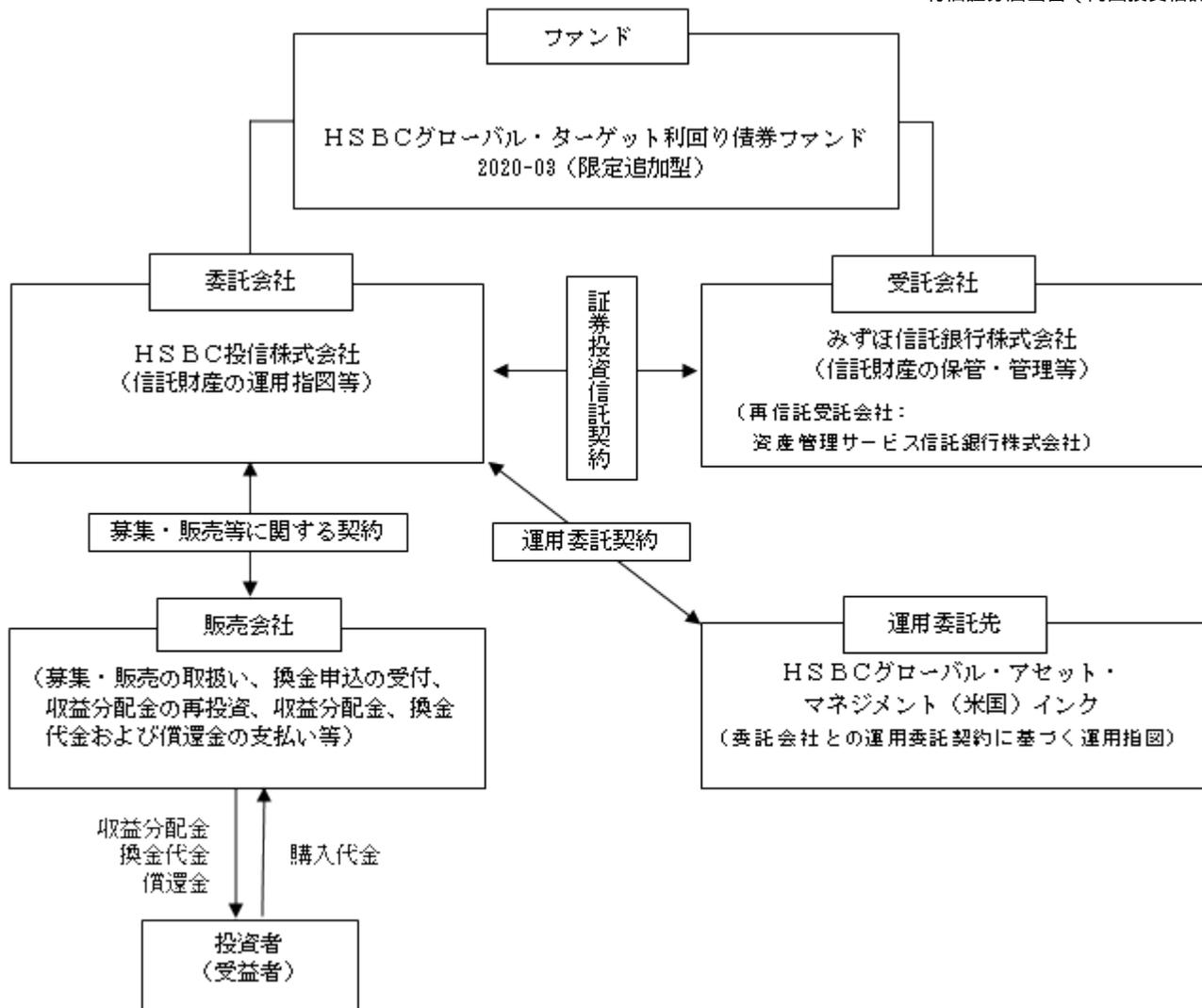
HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始(予定)

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みおよび関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、当ファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	HSBC投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	香港クィーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてファンドの信託期間終了前に満期償還や早期償還が見込まれる世界各国（日本を含む）の企業等が発行する債券に投資を行います。
- 2) 主に米ドル建ての債券に投資します。
- 3) 原則として各債券の満期日まで保有します。保有債券が信託期間中に満期償還や早期償還により償還される場合には、信託期間終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への再投資を行うこともあります。
- 4) 運用委託契約に基づいてH S B C グローバル・アセット・マネジメント（米国）インクに運用指図に関する権限を委託します。
- 5) 外貨建資産については、為替リスクを低減するために、原則として円に対する為替ヘッジを行います。
- 6) 当初設定時および償還準備に入った際、または市況動向や大量の追加設定、解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われなことがあるあります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 13) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、9)および10)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えられらるる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（毎年4月30日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金

税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金

原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜分配金に関する留意点＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型予約権付社債の新株予約権の行使等により取得したものに限るものとし、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資する株式等の範囲
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) 前記(a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、
- 4) 同一銘柄の株式等への投資制限
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 5) 投資信託証券への投資制限
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 7) スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 8) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 前記「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 前記「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 前記「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 9) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 10) 有価証券の貸付の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ．およびロ．の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前記(a)のイ．およびロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 11) 公社債の空売り
- 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。
- 12) 公社債の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産から支払います。
- 13) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 14) 有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 15) 再投資の指図
- 委託会社は、前記14)の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 16) 資金の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は、有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産から支払います。
- 17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 18) 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。
- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)
- 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド(投資先投資信託証券を含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) 金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

2) 信用リスク

債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。また、短期金融商品についても、債務不履行が発生した場合または予測される場合には価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

3) 為替変動リスク

為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ない場合または売却できない場合があります。

その他の留意点

1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

3) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

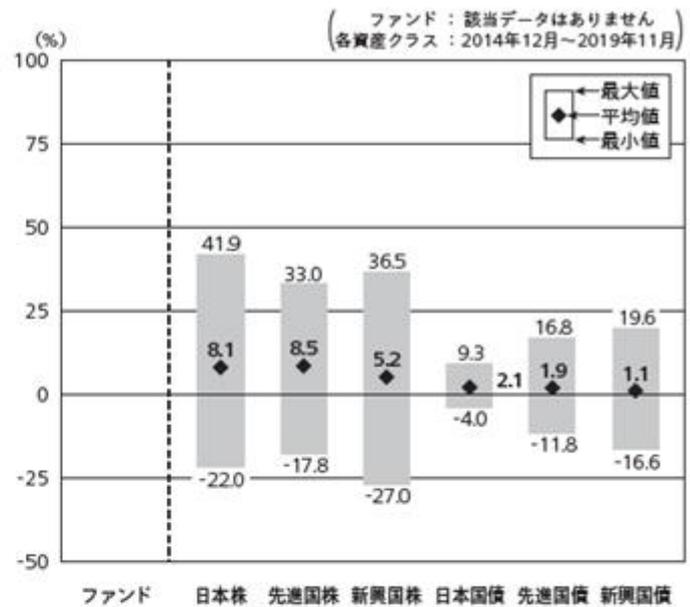
4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(購入代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

< 該当データはありません >

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

(注) グラフは、代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。ファンドについては設定していないため騰落率のデータはありません。なお、代表的な資産クラスのすべてが当ファンドの投資対象になるとは限りません。

< 参考 > 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

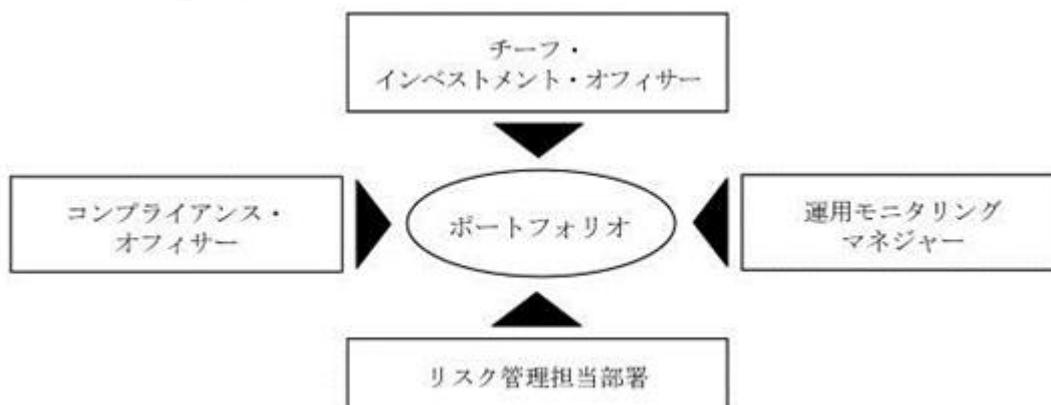
日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数(TOPIX)の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCIコクサイ・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクに対する管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額(購入価額(当初申込期間は1口当たり1円、継続申込期間は購入申込受付日の翌営業日の基準価額)に購入口数を乗じて得た額)に、2.20%(税抜2.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

(換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。)

(3) 【信託報酬等】

運用管理費用(信託報酬)の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に年0.968%(税抜年0.88%)の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬(信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分(税抜)は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計

年0.45%	年0.40%	年0.03%	年0.88%
--------	--------	--------	--------

委託会社が受ける報酬から、別に定める取り決めに基づく金額を、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクへの運用委託契約に基づく投資顧問報酬として支払います。

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

- （委託会社）ファンドの運用等の対価
- （販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
- （受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

- 1) 投資信託振替制度にかかる手数料および費用
- 2) 印刷業者等に支払う以下の費用
 - ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出にかかる費用
 - ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
 - ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
- 3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、信託約款の作成および届出、信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受けるとき、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるとき、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして計上し、実際かかった諸費用を信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年0.20%を上限としてこれを変更することができます。

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315% (所得税^{*} 15.315%および地方税5%) の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315% (所得税^{*} 15.315%および地方税5%) の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税^{*} のみ) の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

^{*} 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(注)上記の内容は2019年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

当ファンドは、2020年3月31日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

当ファンドは、2020年3月31日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、以下の ~ について該当事項はありません。なお、当ファンドはベンチマークを設けていません。

基準価額・純資産総額の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

(2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」・・・・・・・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・・・・・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

^{*} 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

(3) 購入単位

販売会社により異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

(4) 購入価額

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5) 購入時手数料

購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、2.20%(税抜2.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日がニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

主要投資対象とする投資信託証券において設定の受付の中止等が行われた場合には、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金申込(一部解約の実行の請求)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求(換金申込)を行うことにより換金することができます。換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものの

を当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社により異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記(4)記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の<照会先>にお問い合わせください。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

電話番号：03-3548-5690(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

(4) 換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

(5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日がニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額の計算にあたり、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

外国債券の評価は、計算日に知りうる直近の時価(注)または一部償却原価法により評価します。

(注)日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額などを含みます。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は翌日の日本経済新聞朝刊に「グ利回20-03」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>にお問い合わせください。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2020年3月31日から2024年4月30日までとします。

ただし、後記「（５）その他」の（a）、（b）に該当した場合には、信託を終了することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年5月1日から4月30日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、第1計算期間は信託契約締結日から2021年4月30日までとし、最終計算期間の終了日は上記「（３）信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) (b)から(d)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって (b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当該信託契約を解約し、信託を終了させます。
当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当該信託は、後記「信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
 - (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当該信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当該信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、(a)の事項(信託約款の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者(委託会社および当該信託の信託財産に当該信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。

電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとし、また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとし、

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当該信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
- (b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- ・当ファンドは、2020年3月31日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、資産を有していません。
- ・当ファンドの会計監査は、PwCあらた有限責任監査法人により行われる予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは、2020年3月31日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、当ファンドの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、

ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

2019年11月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	43	1,238,834百万円
単位型株式投資信託	4	22,919百万円
合計	47	1,261,753百万円

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自2018年1月1日 至 2018年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 1,301,848	1,494,358
前払費用	1,380	1,380
未収入金	22,122	22,780
未収委託者報酬	966,986	1,073,629
未収運用受託報酬	62,293	63,801
未収収益	196,598	441,121
繰延税金資産	169,538	130,526
流動資産合計	2,720,768	3,227,598
固定資産		
有形固定資産		
1 器具備品	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
商標権	316	216
無形固定資産合計	316	216
投資その他の資産		
敷金	40,152	40,152
繰延税金資産	14,141	16,339
投資その他の資産合計	54,294	56,492
固定資産合計	54,611	56,708
資産合計	2,775,380	3,284,307
負債の部		
流動負債		
預り金	-	465
未払金	3 412,564	494,203
未払費用	3 296,643	655,951
未払消費税等	50,382	16,734
未払法人税等	2 139,501	7,565
賞与引当金	341,789	313,298
流動負債合計	1,240,881	1,488,218
負債合計	1,240,881	1,488,218
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
利益準備金	123,750	123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	915,748	1,177,338
利益剰余金合計	1,039,498	1,301,088

株主資本合計	1,534,498	1,796,088
純資産合計	1,534,498	1,796,088
負債・純資産合計	2,775,380	3,284,307

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2017年 1月 1日 至2017年12月31日)	当事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,515,309	5,548,990
業務受託報酬	755,935	731,130
運用受託報酬	77,436	80,700
その他営業収益	1,000	-
営業収益計	6,349,681	6,360,821
営業費用		
支払手数料	2,271,816	2,316,045
広告宣伝費	30,107	48,301
調査費		
調査費	48,679	41,212
委託調査費	1,054,404	1,102,124
調査費計	1,103,083	1,143,337
委託計算費	124,216	128,532
営業雑費		
通信費	6,981	6,185
印刷費	33,727	45,100
協会費	4,937	15,584
営業雑費計	45,645	66,870
営業費用計	3,574,870	3,703,088
一般管理費		
給料		
役員報酬	112,007	114,290
給料・手当	773,587	735,431
賞与	1,668	-
賞与引当金繰入額	310,965	254,381
給料計	1,198,229	1,104,102
交際費	1,153	3,209
旅費交通費	25,002	30,046
租税公課	22,779	18,535
不動産賃借料	69,931	78,697
固定資産減価償却費	128	100
弁護士費用等	29,439	38,404
事務委託費	825,948	872,948
保険料	9,531	9,539
諸経費	89,864	82,207

一般管理費計	2,272,008	2,237,792
営業利益	502,802	419,940
営業外収益		
受取利息	0	-
その他	84	-
営業外収益計	84	-
営業外費用		
為替差損	4,161	4,173
雑損失	516	3,982
営業外費用計	4,677	8,155
経常利益	498,208	411,784
税引前当期純利益	498,208	411,784
法人税、住民税及び事業税	225,284	113,379
法人税等調整額	53,114	36,814
当期純利益	326,038	261,590

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	589,709	713,459	1,208,459	1,208,459
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	326,038	326,038	326,038	326,038
当期変動額合計	-	-	326,038	326,038	326,038	326,038
当期末残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498

当事業年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期変動額合計	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590

当期末残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088
-------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年1月1日より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、今後評価を行います。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
建物附属設備	38,761	千円	38,761	千円
器具備品	11,386		11,386	

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
法人税	96,405	千円	249	千円
事業税	16,183		6,822	
地方法人特別税	11,392		21	

住民税

15,519

514

3 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
預金	1,277,038	千円	1,446,057	千円
未払金	339		238	
未払費用	65,603		104,042	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2017年1月1日至2017年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

当事業年度(自2018年1月1日至2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

(リース取引関係)

両事業年度とも該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

両事業年度とも、当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

両事業年度とも、営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

両事業年度とも、営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

両事業年度とも、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、借入金がないため僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,301,848	1,301,848	-
(2) 未収委託者報酬	966,986	966,986	-
(3) 未収運用受託報酬	62,293	62,293	-
(4) 未収収益	196,598	196,598	-
(5) 未収入金	22,122	22,122	-
資産計	2,549,850	2,549,850	-
(1) 未払金	412,564	412,564	-
(2) 未払費用	296,643	296,643	-
負債計	709,208	709,208	-

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,494,358	1,494,358	-
(2) 未収委託者報酬	1,073,629	1,073,629	-
(3) 未収運用受託報酬	63,801	63,801	-
(4) 未収収益	441,121	441,121	-
(5) 未収入金	22,780	22,780	-
資産計	3,095,692	3,095,692	-
(1) 未払金	494,203	494,203	-
(2) 未払費用	655,951	655,951	-
負債計	1,150,155	1,150,155	-

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益
(5) 未収入金

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,301,848	-
未収委託者報酬	966,986	-
未収運用受託報酬	62,293	-
未収収益	196,598	-
未収入金	22,122	-
合計	2,549,850	-

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,494,358	-
未収委託者報酬	1,073,629	-
未収運用受託報酬	63,801	-
未収収益	441,121	-
未収入金	22,780	-
合計	3,095,692	-

（有価証券関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（退職給付関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（持分法損益等）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

両事業年度とも、重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,515,309	755,935	77,436	1,000	6,349,681

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,548,990	731,130	80,700	0	6,360,821

（2）地域ごとの情報

営業収益

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

日本	その他	合計
5,593,746	755,935	6,349,681

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

日本	その他	合計
5,629,691	731,130	6,360,821

有形固定資産

両事業年度とも、本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

両事業年度とも、対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	14,141 千円	16,339 千円
未払費用否認	55,552 千円	32,512 千円
賞与引当金否認	105,476 千円	95,931 千円
未払事業税等	8,509 千円	2,082 千円
繰延税金資産の合計	183,680 千円	146,865 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.8 %	30.8 %
(調整)		
評価性引当額	- %	- %
住民税均等割	0.1 %	0.2 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3 %	5.2 %
事業税段階税率端数調整	0.0 %	0.0 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- %	0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4 %	36.4 %

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	116,102百万香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,277,038
							*2 支払手数料	2,825	未払金	339
							*3 事務委託等	711,436	未払費用	65,603

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	116,102百万香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,446,057
							*3 事務委託等	670,607	未払費用	104,042

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*3 事務委託	95,505	未払費用	30,651
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	69,331	未収収益	29,584
							*1 支払投資運用報酬	514,414		
							*6 業務受託報酬	291,954		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	8,541	未収収益	143,872
							*6 業務受託報酬	434,205		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	426,008	未払費用	138,376
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	1,071,714	未払費用	2,530
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 支払手数料	2,361	未払金	95
							*3 事務委託等	10,448		
							*6 その他営業収益	1,080	未払費用	1,247

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	106,416	未払費用	9,839
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 業務受託報酬	19,373	未収収益	14,231
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国 ロンドン	8米ドル	サービス業	なし	業務委託契約	*3 事務委託	4,895		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*1 支払投資運用報酬 *6 業務受託報酬	562 9,473	未収収益	8,910
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank PLC	英国 ロンドン	796,969千ポンド	銀行業	なし	事務委託	*3 事務委託	4,765		

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*3 事務委託	120,525	未払費用	31,783
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*6 業務受託報酬 *1 支払投資運用報酬 *3 事務委託	247,250 494,064 62,284	未収収益 未払費用	178,536 289,528
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 業務受託報酬	427,688	未収収益	213,332
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	511,762	未払費用	184,373
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,056,120		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*3 事務委託等	12,320		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	82,785	未払費用	19,909
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 業務受託報酬	26,363	未収収益	22,704
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 業務受託報酬	29,014	未収収益	23,005

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引は、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。
- *6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2017年 1月 1日 至2017年12月31日)	当事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)
1株当たり純資産額	730,713.61円	855,280.31円
1株当たり当期純利益	155,256.47円	124,566.69円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自2017年 1月 1日 至2017年12月31日)	当事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)
当期純利益(千円)	326,038	261,590
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	326,038	261,590
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末

(2019年 6月30日)

資産の部

流動資産

預金	1,742,770
前払費用	1,380
未収入金	26,190
未収委託者報酬	1,070,008
未収運用受託報酬	20,652
未収収益	301,218
流動資産合計	3,162,221

固定資産

有形固定資産

建物付属設備	1,581
器具備品	440
有形固定資産合計	2,022

無形固定資産

商標権	166
無形固定資産合計	166

投資その他の資産

敷金	40,152
繰延税金資産	143,319
投資その他の資産合計	183,472

固定資産合計

185,661

資産合計

3,347,882

負債の部

流動負債

預り金	1,748
未払金	472,221
未払費用	743,429
未払消費税等	22,239
未払法人税等	57,002
賞与引当金	221,042
流動負債合計	1,517,684

負債合計

1,517,684

純資産の部

株主資本

資本金	495,000
利益剰余金	
利益準備金	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,211,447
利益剰余金合計	1,335,197

株主資本合計

1,830,197

純資産合計

1,830,197

負債・純資産合計

3,347,882

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2019年 1月 1日	
至 2019年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,649,333
業務受託報酬	347,753
運用受託報酬	39,096
営業収益計	3,036,183
営業費用	
支払手数料	1,103,404
広告宣伝費	17,995
調査費	
調査費	10,761
委託調査費	567,256
調査費計	578,017
委託計算費	57,879
営業雑費	
通信費	2,963
印刷費	20,008
協会費	5,226
営業雑費計	28,198
営業費用計	1,785,495
一般管理費	
給料	
役員報酬	58,179
給料・手当	390,323
賞与引当金繰入額	152,202
給料計	600,705
交際費	3,051
旅費交通費	11,510
租税公課	8,342
不動産賃借料	41,700
固定資産減価償却費	172
弁護士費用等	16,199
事務委託費	442,894
保険料	3,774
諸経費	36,290
一般管理費計	1,164,642
営業利益	86,044
営業外収益	
為替差益	498
雑益	4
営業外収益計	502
営業外費用	
雑損	2
営業外費用計	2
經常利益	86,545
税引前中間純利益	86,545
法人税、住民税及び事業税	48,890
法人税等調整額	3,546
中間純利益	34,108

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088
当中間期変動額						
中間純利益	-	-	34,108	34,108	34,108	34,108
当中間期変動額合計	-	-	34,108	34,108	34,108	34,108
当中間期末残高	495,000	123,750	1,211,447	1,335,197	1,830,197	1,830,197

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5～15年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（2019年 6月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。	
建物附属設備	38,825千円
器具備品	11,444千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末
普通株式	2,100	-	-	2,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	1,742,770	1,742,770	-
（２）未収委託者報酬	1,070,008	1,070,008	-
（３）未収運用受託報酬	20,652	20,652	-
（４）未収収益	301,218	301,218	-
（５）未収入金	26,190	26,190	-
資産計	3,160,841	3,160,841	-
（１）未払金	472,221	472,221	-
（２）未払費用	743,429	743,429	-
負債計	1,215,651	1,215,651	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収収益、（５）未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （１）未払金、（２）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）サービスごとの情報

外部顧客への売上高

（単位：千円）

委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
2,649,333	347,753	39,096	3,036,183

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
2,688,430	347,753	3,036,183

有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

(一株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)	
1株当たり純資産額	871,522.59円
1株当たり中間純利益金額	16,242.28円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)
中間純利益 (千円)	34,108
普通株式に係る中間純利益 (千円)	34,108
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,369百万円(2019年3月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名称：資産管理サ - ビス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円(2019年3月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

ただし、関係当局の認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

資本金の額は、2019年3月末現在を記載しています。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

名称：HSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インク

資本金の額：1,002米ドル(2018年12月末現在)

事業の内容：HSBCグループの米国籍の会社であり、有価証券等にかかる資産運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と投資顧問会社であるHSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクは、HSBCホールディングス plc(英国)の実質的な子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあり、以下のとおり称することがあります。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (2) 交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。
- ・当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報
 - ・当ファンドの詳細情報の入手方法
 - ・請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨
 - ・商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨
 - ・投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
 - ・請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨
- (3) 目論見書の表紙にロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。
- (4) 有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。
- (5) 有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年3月8日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月18日

H S B C 投信株式会社
取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辻村和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。